### 「第4次多摩市食育推進計画(素案)」に係るパブリックコメント実施要領

### 1 件名

第4次多摩市食育推進計画(素案)に関するパブリックコメント(市民意見)募集

#### 2 目的

本パブリックコメントは、「第4次多摩市食育推進計画」を策定するに当たり、次の 2点を目的として実施します。

- (1) 広くその内容を公表し、市民の意見を募ることにより、多摩市自治基本条例で定める市民参画の機会を保障すること。
- (2) 市民から提出された意見等を考慮し、第4次多摩市食育推進計画(原案)を決定すること。

# 3 事業内容

市町村における食育推進計画の策定については、食育基本法第18条において努力義務として規定されており、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と活力ある社会の実現に寄与することを目的としています。

多摩市では、2008年(平成20年)5月に「多摩市食育推進計画」を策定しました。その後、2013年(平成25年)8月に改定を行い、2018年(平成30年)3月には「第3次多摩市食育推進計画」を策定し、食育の推進に取り組んできました。こうした中で、コロナ禍により食育活動が大きく制限されたことから、2022年度(令和4年度)までとしていた同計画の期間を1年間延長し、2024年度(令和6年度)を始期とする「第4次食育推進計画」を策定することとしています。

策定に当たっては、多摩市政世論調査参考にしたほか、多摩市立小中学校の小学6年生、中学3年生と1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査対象児童の保護者に向けた多摩市食育意識調査を実施し基礎資料としました。また、学識経験者や関係団体等により構成される「食育ネットワーク推進連絡協議会」及び庁内の関係課長により構成される「食育推進計画策定委員会」を開催しました。そして、それらの意見等を踏まえ、「多摩市食育推進計画(素案)」をまとめました。

この素案への本パブリックコメントでのご意見を踏まえて、第4次食育推進計画の原案として決定します。

# 4 閲覧資料

- (1) 第4次多摩市食育推進計画(素案)
- (2) 第4次多摩市食育推進計画(概要版)

# 5 閲覧場所等

- (1) 市役所第二庁舎1階行政資料室
- (2) 多摩市公式ホームページ

- (3) 多摩市立中央図書館
- (4) 多摩センター駅出張所
- (5) 永山公民館
- (6) 関戸公民館
- (7) 多摩市立健康センター1階

#### 6 対象者

市内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに市内で事業を営む者又は活動する団体等 (多摩市自治基本条例第3条第2号に規定する「市民」)

### 7 意見募集期間

令和5年12月5日(火曜日)から令和6年1月8日(月曜日)まで

# 8 意見の提出方法・提出先

タイトル「第4次多摩市食育推進計画への意見」、住所、氏名及び意見を記入し、1 月8日(月曜日)必着で次のいずれかの方法により提出してください。

- (1) 多摩市公式ホームページのインターネット手続
- (2) 郵送
- (3) ファクシミリ
- (4) 健康推進課窓口(健康センター1階)への直接持参
- (5) 「5 閲覧場所」に設置の意見投函箱への投函
  - ※ 窓口への持参は、代理人によるものも含みます。
  - ※ ファクシミリの場合は、送信後に必ず連絡をお願いします。
  - ※ インターネット手続の場合、送信後4日以内に受領メールが届かないときは、問 合せをお願いします。

### 9 意見の取扱い、公表方法

公平性を確保するため、個別の対応はせず、意見募集期間の終了後、全ての意見について整理した上で、市の考え方を付したものを、令和6年1月下旬をめどに行政資料室、 多摩市公式ホームページ等で公表します。

※ いただいたご意見は、氏名、住所を除き公表する場合があります。

#### 10 その他必要な事項

- (1) 意見募集期間中、本件に関する「市政への提言」などは、パブリックコメントとして取り扱い、原則として個別回答はしません。
- (2) 記入漏れや電話・口頭での意見は、パブリックコメントとして取り扱いません。